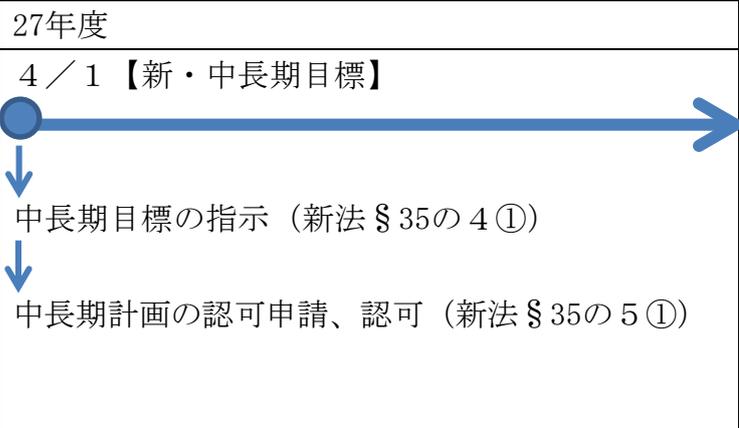


平成27年4月1日以降に係る中期目標の変更等に関する平成26年度中に行う 手続について

独立行政法人通則法を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「新法」という。）の施行日（平成27年4月1日）以降に係る中期目標の変更等に関する平成26年度中に行う手続は、以下のとおりとなる。

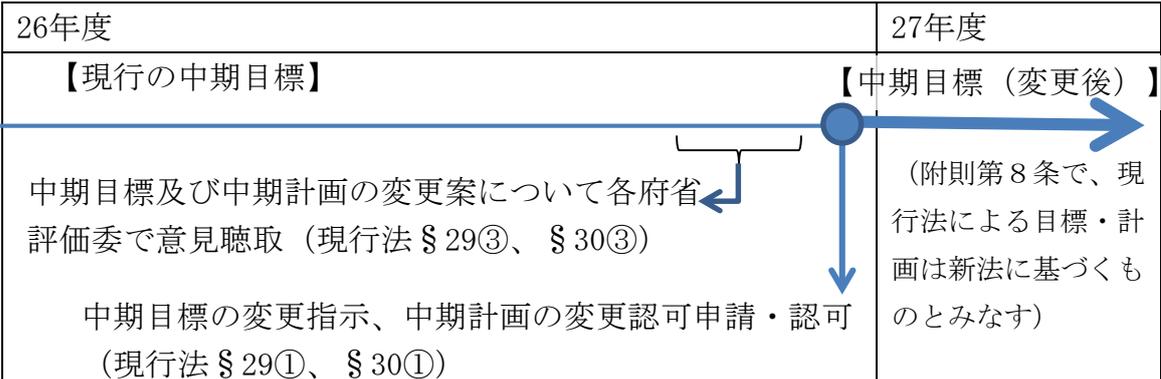
- ① 主務大臣による中（長）期目標の指示（変更指示）を新法施行日に行う場合
⇒独立行政法人通則法を改正する法律附則第2条第1項の規定（準備行為に関する規定）により読み替えて適用する新法の規定に基づく手続
- ② 主務大臣による中期目標の指示（変更指示）を新法施行日前に行う場合
⇒現行の独立行政法人通則法（以下「現行法」という。）の規定に基づく手続

①新法施行日に、中（長）期目標の指示等を行う場合

26年度	27年度
	4 / 1 【新・中長期目標】
準備行為（附則 § 2 ①）※ ・ 目標案の各省評価委、政 独委への意見聴取（読み 替えて適用する新法 § 35 の 4 ③、④）	 <p>中長期目標の指示（新法 § 35 の 4 ①）</p> <p>中長期計画の認可申請、認可（新法 § 35 の 5 ①）</p>

※新法に基づく総務省の独立行政法人評価制度委員会に代えて現行法の総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見聴取、新法の研究開発審議会に代えて現行法の各府省独法評価委員会の意見聴取を経ることとされている。

②新法施行日前（26年度中）に、中期目標の指示等を行う場合

26年度	27年度
【現行の中期目標】	【中期目標（変更後）】
 <p>（附則第8条で、現行法による目標・計画は新法に基づくものとみなす）</p> <p>中期目標の変更指示、中期計画の変更認可申請・認可 （現行法 § 29 ①、 § 30 ①）</p>	

【参考①】 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)(抄) <<新法>>

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。)に関する事項について、あらかじめ、審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条 若しくは第五十四条 又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条 に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~4 (略)

附則(平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条、第十二条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法(以下「新法」という。)第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八

条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。))とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))に指示している同項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

【参考②】独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄) <現行法>

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4・5 (略)